

令和2年5月13日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務への対応等について
お知らせ(その5)

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市発注の建設工事及び建設関係業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、引き続き、次の事項にご協力をお願いします。

記

1 施工中の工事等における拡大防止措置等

- (1) **感染予防の対応を徹底**するとともに、全ての作業従事者等の**健康管理に留意**してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の**感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告**するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じてください。
- (3) 工事の施工現場に加え、打合せや検査等の場においても、「**三つの密**」(**密閉空間、密集場所、密接場面**) を**回避**する対策や、その影響を最大限軽減するよう行動してください。

2 工事等の一時中止

受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、又は感染症の影響により、工事・業務を一時中止したいときは、発注者（発注機関の監督員等）に対し、一時中止を希望する期間と一時中止が必要な事情を申し出てください。

申し出があった場合、発注者が一時中止の必要があると認めるときは、受注者の責めに帰することができないものとして、一時中止を認めるとともに、必要に応じて、工期の延長等についても適切に対応することとします。

3 県外在住者の工事への従事等

県外在住者が技術者や作業員として来県し、工事等に従事することや、検査、打合せ等に参加することについては、工事等の継続のため必要でやむを得ない場合に限るなど、極力控えてください。

【問合せ先】

瀬戸内市財務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906